

第 6 章

騒音の状況

1. 道路交通騒音調査

通過車両による騒音が環境へ及ぼす影響を把握するため、騒音規制法に基づく市内における自動車騒音常時監視調査を実施した。道路沿線にて実施した騒音調査結果に基づき道路の状況及び道路沿線の周辺家屋への影響把握のため、面的評価（※¹）を行った調査結果は次のとおりである。

令和7年度の調査対象道路は、一般国道2号、県道坂越御崎加里屋線及び県道赤穂港線で、道路沿線にて24時間騒音測定を行った。評価については、評価対象区間における道路に面する区域に立地している住居等（評価対象範囲は原則として道路端から50mの範囲）を対象に自動車騒音の面的評価を行った。

※¹ 面的評価

面的評価とは、幹線を担う道路（国道、県道、4車線以上の市道）を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内を代表する1地点で等価騒音レベル（LAeq）の測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から50mの範囲内にある全ての住居等について等価騒音レベル（LAeq）を推計し、環境基準を達成する戸数及び割合を把握するものである。

（1）調査対象道路（3区間）

対象道路	車線数	評価区間延長 (km)	評価区間	
			(始点)	(終点)
一般国道2号	2	5.1	東有年交番前	上郡町境
県道坂越御崎加里屋線	2	1.9	東沖交差点	赤穂駅前
県道赤穂港線	2	2.4	赤穂港	新町交差点

（2）環境基準の達成状況（全体）

	昼夜とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
全戸数 (2,671戸)	2,585	96.8	60	2.2	5	0.2	21	0.8
近接空間 ※ ² (968戸)	936	96.7	23	2.4	0	0.0	9	0.9
非近接空間 (1,703戸)	1,649	96.8	37	2.2	5	0.3	12	0.7

※² 近接空間：2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路の場合、道路端からの距離が15mの範囲の空間。

(3) 環境基準の達成状況（路線別）

① 昼夜とも基準値以下の戸数と割合

路線名	面的評価結果 (全体)			面的評価結果 (近接空間)			面的評価結果 (非近接空間)		
	合計戸数	基準値以下戸数	割合(%)	合計戸数	基準値以下戸数	割合(%)	合計戸数	基準値以下戸数	割合(%)
一般国道 2 号	151	70	46.4	40	8	20.0	111	62	55.9
県道坂越御崎加里屋線	823	823	100.0	338	338	100.0	485	485	100.0
県道赤穂港線	245	245	100.0	87	87	100.0	158	158	100.0

② 昼夜とも基準値超過の戸数と割合

路線名	面的評価結果 (全体)			面的評価結果 (近接空間)			面的評価結果 (非近接空間)		
	合計戸数	基準値超過戸数	割合(%)	合計戸数	基準値超過戸数	割合(%)	合計戸数	基準値超過戸数	割合(%)
一般国道 2 号	151	21	13.9	40	9	22.5	111	12	10.8
県道坂越御崎加里屋線	823	0	0.0	338	0	0.0	485	0	0.0
県道赤穂港線	245	0	0.0	87	0	0.0	158	0	0.0